

特別支援教育就学奨励費に係る事務処理要領

1. 補助の目的

小学校・中学校の特別支援学級へ就学する児童生徒又は学校教育法施行令第22条の3（別表1）に規定する障害の程度に該当する児童生徒の就学の特別事情にかんがみ、その就学に係る保護者の経済的負担を軽減し、もって特別支援教育の振興に資する。

2. 補助の対象になる経費とその範囲及び本年度支給限度額

(1) 学校給食費

保護者が負担する学校給食費。

(2) 通学費

児童生徒が、最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費の額。

なお、定期的に特別支援学級等において、特定の時間のみ特別の指導を受けている児童生徒については、その通学に係る交通費の額。

(3) 職場実習交通費

生徒が、学校の教育計画に基づき、教師の指導のもとに学校以外の事業所等において、職業教育のための現場（職場）実習に参加する際の交通費の額。

なお、当該交通費は、原則として学校から事業所等までの最も経済的な通常の経路及び方法による交通費の額とする。

(4) 修学旅行費

児童生徒が、修学旅行に参加するにあたり必要な経費のうち、交通・宿泊・見学及び均一に負担する経費の一部（支給対象外の経費あり）。

(5) 学用品・通学用品・校外活動費

ア. 学用品費

児童生徒が、通常必要とする学用品の購入費。

イ. 通学用品費

児童生徒が、通常必要とする通学用品の購入費。

（新入学児童生徒については支給対象とならない）

※ア・イの経費の支給は、合算のうえ実施するものとする。

ウ. 校外活動費（宿泊を伴わないもの）

児童生徒が、校外活動に参加するにあたり必要な経費のうち、交通・見学の各経費（それ以外の経費は対象にならない）。

エ. 校外活動費（宿泊を伴うもの）

児童生徒が、校外活動に参加するにあたり必要な経費のうち、交通・宿泊及び見学の各経費（それ以外の経費は対象にならない）。

オ. 新入学児童生徒学用品費等

小学校・中学校に入学する児童生徒が、新入学にあたって通常必要とする学用品・通学用品の購入費（年度当初在籍の児童生徒のみ）。

（6）平成27年度支給限度額

経費区分		小学校	中学校
学 校 給 食 費		前記（1）の2分の1の額	
通 学 費		前記（2）の額	
職場実習交通費		前記（3）の額	
修学旅行費		前記（4）の2分の1の額又は下記の額のいずれか低い方の額	
		10,440円	28,185円
学用品・通学用品費	1学年	5,710円	11,160円
	その他	6,825円	12,275円
校外活動費（宿泊無）		前記（5）の2分の1の額又は下記の額のいずれか低い方の額	
		775円	1,120円
校外活動費（宿泊有）		前記（5）の2分の1の額又は下記の額のいずれか低い方の額	
		1,785円	3,005円
新入学児童生徒学用品費		10,235円	11,775円

※ただし、支弁区分が第3段階（収入額が需要額の2.5倍以上）と通級の場合は次の経費のみが支給対象となる。

収入額が需要費の2.5倍～3.49倍の世帯、及び通級の場合

→ 通学費・職場実習交通費（一部）

収入額が需要費の3.5倍の世帯、及び通級の場合

→ 通学費

3. 支弁区分の決定等に必要な資料の提出

（1）収入額・需要額調書

市教育委員会は保護者に対し、補助の対象となる児童生徒決定のため、保護者の属する世帯について収入額・需要額調書等の提出を校長を経由して求める。

調書の作成要領は、別添記入例を参照のこと。ただし、児童生徒が次のいずれかに該当する場合は、調書の取扱は以下の説明による。

- ア. 保護者が就学奨励費を辞退する場合
「辞退者記名押印」欄を記入すること。「世帯の収入状況」、「世帯の状況」欄は記入する必要はない（校長確認印は必要）。
 - イ. 要保護及び準要保護児童生徒の場合
「特記事項」欄にその旨を記入（学校担当者が記入）。
奨励費は、通学費及び職場実習交通費（一部）のみが支給対象、それ以外の各経費は、就学援助費として別途支給されているため、二重給付は行わない。
- (2) 市・県民税所得課税証明書（所得証明書等自治体により名称は異なる）
就学奨励費の受給を希望する場合は必ず添付すること。
- ア. 平成27年1月1日現在八千代市在住者
八千代市役所納税課等で証明
 - イ. 平成27年1月2日以降八千代市転入者
平成27年1月1日現在在住の市町村税務担当課で証明

4. 支弁区分と補助される経費について

- (1) 収入額が需要額の2.5倍未満の場合（第1段階・第2段階）は、2.で示した金額のうち必要とされる経費。
- (2) 収入額が需要額の2.5倍以上の場合（第3段階）及び通級の場合は、必要とされる通学費、及び職場実習交通費（一部）。

5. 支給の方法について

保護者に対する奨励費の支給は、保護者より委任された学校長が金銭により支給すること。
ただし、保護者から依頼があった場合は口座振込みにより支給することができる。

6. 学校長の責務

- (1) 保護者に対し、経費を支給するにあたっては、経費の使途の範囲を明確にし、この経費を目的外に使用することのないよう充分指導すること。
- (2) 当該奨励費受給者が、休学又は転校した場合、及び、新たに特別支援学級に転入した者がいる場合は、教育委員会学務課へ連絡し、当該奨励費に係る手続き等について協議をすること。

別表1 学校教育法施行令第22条の3

法第七十五条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のもので、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達が遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
- 二 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。